

二級・木造建築士免許申請（新規申請）のご案内

《「学歴+実務」により申請をされる方》

以下の書類が揃っていることを確認の上、申請書をご提出ください。

	必要書類等	注意事項等
1	二級・木造建築士免許申請書	[A4判印刷]
2	二級・木造建築士住所等の届出（新規用）	[A4判印刷]
3	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	・発行の日から6月以内のもの。 ・マイナンバーの記載は不要です。記載されている場合受付できません。 ・外国籍の方は、国籍の記載が必要です。
4	証明写真2枚 （申請書1、2に貼付してください。）	・6月以内に撮影したもの。 ・無帽・無背景・正面上三分身 ・縦4.5cm×横3.5cm（パスポートサイズ） ※同じものを2枚用意してください。 ※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限ります。
5	合格通知書（製図の合格通知書）の原本とコピー（呈示のみ）※郵送の場合はコピーのみ	
6	本人確認ができる公的身分証明書の原本とコピー（有効な原本、呈示のみ） ※郵送の場合はコピーのみ	提出時に申請者本人であるかどうかを確認します。 <1点でよい書類> ・運転免許証、パスポート・写真付きの住民基本台帳カード ・宅地建物取引主任者証等 <2点必要な書類（AとBから1点ずつ又はAから2点）> A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証 ・国民年金・厚生年金・共済年金手帳（証書）等 B・会社等の身分証明書（写真付きのもの）等
7	旧姓併記を希望される方のみ旧姓が確認できる書類	旧姓が記載されている住民票の写し（上記3と同一でも可能）・マイナンバーカードの写し・戸籍謄本（抄本）のいずれかを提出してください。 ※住民票の写し、マイナンバーカードは旧姓併記の手続きを経て旧氏欄に旧姓が入っているものに限ります。（マイナンバーの記載は不要です。）
8	申請手数料 （振込の場合は、金融機関発行の払込証明書等を申請書1の第3面に貼付してください。）	24,400円 申請の際に現金にてお支払いいただけます。 ※振込の場合は、必ず申請者名で振込んでください。 振込先は下記口座までお願いします。（注1）
9	学歴関係書類（注3）	以下のいずれかに該当する方は提出してください。 ・受験申込時に申請した学歴とは異なる学歴を用いて申請される方 ・令和元年以前の既受験者で、令和2年以降の受験申込時に、学歴を証する書類を提出していない方
10	実務経歴書	勤務先毎（自営業を含む）に必要です。
11	実務経歴証明書（注4）	勤務先毎（自営業を含む）に必要です。（実務経歴書と対応していること）
12	レターパックプラス ※郵送による免許交付を希望される方のみ	お届け先欄に免許受取可能な送付先（住所、氏名、電話番号）を記入したものの。（二つ折り可）
13	印鑑（認印可、サイン・拇印は不可）	記載事項の訂正をお願いする場合がありますので、必ずご持参ください。

（注1）申請手数料の振込先

十六銀行 県民ふれあい会館出張所 店番101 普通預金 口座番号 1083737

公益社団法人岐阜県建築士会 （払込受付証明書はコピーするなど、お手元に保管して下さい。）

（注2）提出または添付した書類（住民票の写し、申請手数料払込受付証明書等）は返還いたしません。

（裏面につづく）

(注3)

■学歴関係書類について

平成21年度以降の入学の場合の必要書類

●指定科目修得単位証明書・卒業証明書

※卒業証明と併せて、指定科目の修得単位証明、及び試験時・登録時に必要な実務経験年数が記載されているものが必要です。

※高等学校卒業を入学資格として職業訓練校に入学した方は、「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」に加えて高等学校の卒業証明書の提出が必要です。

※「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」の備考欄に「置換」と明示されている場合、「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」に加えて「置換科目一覧表」の提出が必要です。

平成20年度以前の入学の場合の必要書類

●卒業証明書

※平成20年以前に入学し、留年等により在学年数が修業年限を超えて卒業した場合は、入学年が明記された卒業証明書の提出が必要です。

また、卒業した学科によっては、「コース名等の確認ができる証明書」や「建築士試験の受験資格がある単位修得証明書」等の提出が必要となる場合があります。卒業した学校に証明書発行を依頼する際に、建築士試験を受験申込することを伝え、適切な証明書を必ず提出してください。

(注4)

■実務経歴証明書について

※証明者については、下記のとおり勤務先の種類によって異なりますので注意してください。

建築士事務所	建築実務を行った建築士事務所の開設者、管理建築士、または所属建築士
建築士事務所以外の法人	建築実務を行った法人の代表者または代表権を持つ役員
行政・独立行政法人	建築実務を行った部署の所属長
教育・研究機関	学長（校長）または学部長・研究科長